

揭示期間 10.10 - 10.19

新潟市西川学習館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 62 号

新潟市西川学習館条例の一部を改正する条例

新潟市西川学習館条例（平成 16 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分	使用料の額（円）			
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から午後 5 時 3 0 分まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで
講堂 A	2,960	1,620	1,620	4,000
講堂 B	1,480	810	810	2,000
研修室 A	740	370	370	880
研修室 B	740	370	370	880
研修室 C	740	370	370	880
和室 A	1,250	660	660	1,620
和室 B	960	510	510	1,330

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市西川学習館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市西川学習館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。